

# 令和4年度宇都宮市プレミアム付商品券事業約款

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 物価高騰の影響を受けた生活者を支援するとともに、市内事業者の事業継続に向け、令和4年度宇都宮市プレミアム付商品券事業（以下「本事業」という。）を行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(発行団体)

第2条 プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の発行団体は、宮の総合経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和4年6月30日から令和5年5月31日までとする。

(商品券の販売内容)

第4条 商品券の販売単位は、額面500円の12枚つづりを1冊とする。

2 商品券の販売は、1冊単位とし、販売金額は5,000円とする。

3 商品券の発行総数は、900,000冊とする。

4 商品券の引換状況を考慮し、不足した場合には増刷も可能とする。

(券面表示事項)

第5条 商品券には次の事項を記載する。

- (1) 発行団体名
- (2) 利用可能な金額、期間
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 釣銭対応
- (5) 返品、返金等の対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 転売の禁止
- (8) 約款の存在

## 第2章 商品券の販売

(引換券交付対象者)

第6条 商品券の購入に際し、引換券を発行する。対象者は次のいずれかの者とする。

- (1) 令和4年7月1日又は10月1日に宇都宮市に住民票がある者
- (2) その他実行委員会が適切と判断した宇都宮市内在住者

(引換券の再交付について)

第7条 引換券を再交付する対象者は次のいずれかの者とする。

- (1) 郵便事故等により引換券を受け取ることができなかった者
- (2) その他実行委員会が再交付を適切と判断した事由のある者

(購入対象者)

第8条 商品券の購入対象者は、次の全てを満たす者とする。

- (1) 引換券の購入対象者リストに記載がある者又は購入対象者リスト記載の者から委任を受けた者
- (2) 購入時点で18歳以上であること

(購入限度額)

第9条 商品券の購入限度額は、対象者1名につき2冊までとする。

ただし、商品券の残数などに応じて追加販売等が実施された場合についてはこの限りではない。

(販売方法)

第10条 商品券の販売方法は、次のとおりとする。

- (1) 商品券の販売にあたっては身分証明書等により簡易的な本人確認を行う。
- (2) 引換販売は、第11条及び第13条に定める販売期間・会場で行う。
- (3) 商品券引換券には販売冊数に応じて押印を行う。

(商品券の販売期間)

第11条 商品券の販売期間は、令和4年9月20日から令和4年12月31日までとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況等により、販売を一時中断し、又は販売期間を延長するものとする。

(残分の処理)

第12条 第15条に規定する期間を超過した商品券については、実行委員会の委託する事業者が全て適切に処分しなければならない。

(販売会場)

第13条 商品券の販売会場は、次のとおりとする。

- (1) 平日：宇都宮市内郵便局（市内66局）
- (2) 休日：東・中央郵便局、その他市内5か所以上

ただし、販売に混乱が生じた場合や追加販売を行う場合には上記以外の販売場所の選定も可能とする。

(販売周知)

第14条 実行委員会は、実行委員会構成団体の広報紙やポスター等により、販売の周知をするものとする。

## 第3章 商品券の利用

### (有効期間)

第15条 商品券の有効期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までとし、有効期間を経過した商品券は無効とする。

### (取扱店)

第16条 商品券が利用できる店舗は、第23条による登録をした店舗（以下「取扱店」という。）とする。

### (対象商品等)

第17条 商品券は、取扱店が取扱う商品及びサービス等について、利用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (2) 土地、家屋や金融商品等資産形成の性質が強いもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係るもの（飲食除く）
- (4) 国や地方公共団体への支払い
- (5) 公的な医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (6) たばこ事業法に規定する各種たばこ商品
- (7) その他、実行委員会が不適切と認めるもの

### (利用限度額)

第18条 利用者が1会計において利用できる商品券の額は、5冊相当額の30,000円とする。

### (釣り銭)

第19条 商品券の利用に対する釣り銭は、支払わないものとする。

### (利用者の責務)

第20条 利用者が購入した商品券の返品、現金との交換はできないものとする。

- 2 利用者が商品券で購入した商品・サービス等については、現金による返金はできないものとする。
- 3 利用者が購入した商品券が盗難、紛失、滅失した場合は、利用者の責務とする。
- 4 利用者が購入した商品券は、転売はできないものとする。
- 5 やむを得ない理由で引換券の再交付を受けたもの等において、商品券の販売期間中に当初交付分の引換券が見つかった場合には、当初発行分の引換券を実行委員会に返還するものとする。
- 6 当初発行分と再交付分の引換券を重複利用し商品券を購入したことが発覚した場合には、以下の対応を行う。
  - (1) 利用前の商品券にあたっては、当該商品券の返還を求めるものとする。商品券が返還された際には、実行委員会は購入者に対してプレミアム分を除いた購入金額相当分を返還する。
  - (2) 利用された商品券にあたっては、利用された商品券のうちプレミアム相当分の返還を求めるものとする。

## 第4章 商品券の取扱店

### (取扱店の募集)

第21条 取扱店の募集の周知方法は、実行委員会構成団体のホームページや広報紙等によるものとする。

(取扱店の登録資格)

第22条 取扱店の登録資格は、宇都宮市内で営業しており感染防止対策を実施している店舗のうち、本約款の遵守について宣誓を行った店舗とする。ただし、反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこととする。

(取扱店の登録手続き)

第23条 取扱店の登録を希望する店舗は、実行委員会に商品券取扱店申請書を提出し、実行委員会委員長の承認を得なければならない。

2 実行委員会は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者に商品券取扱登録店決定通知書を発送する。

3 実行委員会は、実行委員会構成団体のホームページ等で、取扱店を明らかにしなければならない。

ただし、取扱店がホームページ等への掲載を希望しない場合を除くものとする。

(取扱店の募集期間)

第24条 取扱店の募集期間は令和4年8月1日から令和5年1月31日までとする。ただし、取扱店が少ない場合などにおいては、募集期間を延長することができる。

(換金期間)

第25条 取扱店による使用済商品券の換金期間は、令和4年10月11日から令和5年4月30日までとする。

2 換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第26条 取扱店の換金方法については、次のとおりとする。

- (1) 使用済商品券を換金する場合は、実行委員会が委託する回収換金業者に、換金申込書と半券を切り取った使用済商品券を郵送にて提出する。取扱店は、回収換金業者からあらかじめ指定した預金口座へ、換金額の振り込みを受ける。
- (2) 回収換金業者から取扱店に対する換金額の振り込みは、月に最大3回とし、回収換金業者が設定する毎月の回収日までに到着した商品券額面金額分について振り込みを行う。回収については当日消印有効とする。
- (3) 回収換金業者から取扱店の預金口座へ換金額を振り込む際の振込手数料は、実行委員会が負担する。

(取扱店の遵守事項)

第27条 取扱店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参した場合は、商品券額面分の商品・サービス等の提供を行うこと。
- (2) 実行委員会から配布された取扱店の告知ポスターは、利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取った商品券には、裏面に店名の記載又は店印の押印を行うこと。
- (4) 裏面に店名の記載又は他店押印のある商品券は、受け取らないこと。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受け取りを拒否するとともに速やかに実行委員会に申し出ること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用はしないこと。
- (7) 取扱店が自ら購入した商品券を自店名で換金しないこと、また、商品仕入れ等に使用しないこと。
- (8) 換金申込書の写し及び提出済の商品券の半券については換金額の振り込みを受けるまで保管すること。
- (9) 営業するにあたり次の感染防止対策（密閉、密集、密接の防止）等を実施していること。

ア 出勤前における従業員の検温

- イ 従業員のマスク等の着用
  - ウ 消毒液の設置・利用の呼びかけ
  - エ こまめな店内の換気
  - オ 手が触れやすい箇所や機材のこまめな消毒
  - カ 身体的距離の確保（待機列の間隔や座席等）
  - キ 対面になる場等へのパーティションの設置
- (10) 反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこと。
- (11) 感染防止対策や利用状況等の確認のために実行委員会が実施する取扱店への立入調査に協力すること、その際実行委員会から帳簿の閲覧等の求めがあった場合にはこれに応じること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により行政等から時短営業や休業の要請があった場合には協力すること。
- (13) 本約款に定める各条項を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。

（取扱店資格の喪失等）

第28条 実行委員会は、前条の各号に違反する行為が取扱店に認められた場合は、取扱店登録の取り消し等を行うことができる。なお、実行委員会は、登録を取り消したときは、その取扱店の名称を専用ホームページ等により周知することができる。

2 前項において登録を取り消された場合には、実行委員会が今後実施する類似事業に当該取扱店を参加させないことができる。

（紛失等の責務）

第29条 利用者から受け取った商品券が盗難、紛失、滅失した場合は、取扱店の責務とする。

2 ただし、商品券郵送時の商品券滅失については、換金申請書の写しと滅失した商品券の半券の提出を行うことができる場合に限り、実行委員会の責務とし、損害の補填をするものとする。

（届出事項の変更）

第30条 取扱店は、登録事項に変更があった場合は、速やかに実行委員会に届け出るものとする。

## 第5章 雑 則

（実行委員会の過失による紛失等の責務）

第31条 実行委員会の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、実行委員会の責務とし、損害の補填をするものとする。

（その他）

第32条 この約款に定めるもののほか、商品券事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この約款は、令和4年8月1日から施行する。